## 別添

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
資格区分	説 明
1級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
2級土木施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者
2級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工とするものに合格した者
技術士	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定によるに技術士試験の第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
2級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第1項の規定による1級建築士の免許を受けた者
2級建築士	建築士法第4条第2項の規定による2級建築士の免許を受けた者